

余市町公告第27号

余市町公共施設利活用に係る官民連携業務について、次のとおり公募型民間提案制度を実施する。

令和4年（2022年）9月21日

余市町長 齊藤 啓輔

記

1 目的

余市町は、質の高い行政サービスの提供と業務の効率化を図るため、「官民連携」を推進することとし、また、社会経済状況の変化等による新たな行政課題や多様化・複雑化するニーズに対応していくため、民間ならではの柔軟な発想や専門性を事業に活かしていくとともに、業務の効率的な運用等がこれまで以上に必要となっている。

このため、町では事業の実施段階だけでなく、企画段階からも民間のノウハウを活用し、幅広い分野で官民連携を推進する「余市町民間提案制度要綱」（以下、「本制度」という。）を令和4年（2022年）9月から開始した。本制度は、民間事業者等から事業提案を募集し、サービスの向上や効果的・効率的な業務の推進、町財政の負担軽減に資する提案の事業化を図ることで、質の高い行政サービスの提供につなげることを目的とする制度である。

本実施要領は本制度による「余市町公共施設利活用に係る官民連携業務」について、必要な事項を定めるものである。なお、提案内容は、サービス向上や地域経済の活性化、事業の実現性などにより、審査を行い、提案の採否を決定するが、提案の採否は「事業化に向けた詳細協議（以下「詳細協議」という。）を行うかを定めるものであり、事業化を確定するものではない。

2 趣旨

本町では、老朽化する公共施設の今後の財政負担が課題となっており、これらの計画的な再編や有効活用について取り進めることを目的とし、各公共施設の今後の在り方について「余市町公共施設の在り方の検討（令和4年7月）（以下「在り方の検討」という。）」に取りまとめた。在り方の検討では、新たな施設を建設する際はもちろんのこと、既存施設の運営や利活用についても、効果的で質の高い公共サービスを目指すべく、PPP及びPFI、民間提案制度など、民間のノウハウの活用について随時検討することとしてい

る。また公共施設として一定の役割を終えたものや利活用が見込めない施設については、地域住民や地域経済への貢献を目的として、民間への売却や譲渡を検討することとしている。

本件は、あり方の検討において、「利用者が少ない」「維持管理費が比較的高額」といった理由から、民間参入を検討すると示された施設について、民間ノウハウを活用した利活用等の提案を募集するものである。

3 業務内容

(1) 業務名

余市町公共施設利活用に係る官民連携業務

(2) 業務概要

公共施設の利活用に向けたアイデア・企画等の提案

ア 募集対象施設

募集対象施設は「余市町公共施設の在り方の検討（令和4年7月）」において、「民間参入を検討する」とした施設のうち、以下3施設とする。

- ・円山公園ふれあい交流施設（円山公園一帯を含む）
- ・水産加工研修センター
- ・農村活性化センター（山田・登市民農園（農村公園）を含む）

※提案にあたっては複数施設を対象とする内容も可とする。

イ 募集する提案内容

住民サービスの向上や地域経済への還元に資する募集対象施設の利活用（管理運営・施設改修、賃借及び売買等）に関する提案。募集対象施設の特徴や現状の維持管理経費及び管理運営の状況については別紙「募集対象施設の概要」（以下「施設の概要」という）に示すとおり。なお、利活用の提案にあたっては、余市町HPに掲載されている第5次余市町総合計画など町の各種計画を踏まえることとし、第5次余市町総合計画策定時に実施した町民アンケート結果及び余市町まちづくり協議会における提言などの町民ニーズを十分に考慮すること。

ウ 提案条件

①募集対象施設のうち、「円山公園ふれあい交流施設（円山公園一帯を含む）」及び「農村活性化センター（山田・登市民農園（農村公園）を含む）」に対する提案については、施設の概要に示す各施設の「管理運営の内容」の継続した実施を内容に盛り込むことを基本とする。なお「水産加工研修センター」についてはこの限りではない。

②提案の実現にあたって必要な費用等の確保手段及び金額を可能な

限り明記すること。

例：現状の維持管理経費の流用、国・北海道等からの補助金・交付金等の各種制度（名称まで）、自己資金、クラウドファンディング、企業等の寄附及び企業版ふるさと納税等

- ③提案が実現された場合の、住民サービスの向上や地域経済への還元、行財政の効率化等のメリットについて可能な限り客観的に示すこと。
- ④原則として新たな財政支出や維持管理経費の増加を伴わないこと。
※募集対象施設の現状の維持管理経費については施設の概要に示す「維持管理経費」の欄及び下記「予算概要」を参照。ただし、提案を実行した結果、町の各種計画等に示す目標の達成に大きく貢献するもの、町に大きな財政効果をもたらすもの、住民サービスの向上が見込まれるもの、地域経済への還元が期待できるものについてはこの限りではない。
- ⑤提案の内容が法令等に抵触するものではないこと、また法令等により町が直接行うとされていないこと。

(3) 事業期間等

事業の実施期間は、町と提案者の詳細協議の上決定する。ただし、提案の内容が提案事業者が施設の管理運営を行うものや大規模な改修等を伴うものであれば複数年の事業期間、賃借や売買に関するものであれば単年度の事業期間など、提案内容により詳細協議段階で町として条件を付すことがある。※単年度の管理運営の提案や数年後に着手となる提案等は採択とならない、または詳細協議段階で事業化とならない可能性がある。

(4) 予算概要

町の負担額の考え方については「ウ 提案条件」のとおりとする。各募集対象施設の現状の維持管理経費は以下のとおりで、施設の概要に示す各施設の「管理運営の内容」の継続した実施にあたっての目安予算とする。

- ・円山公園ふれあい交流施設（円山公園一帯を含む）：年 8,100 千円
- ・農村活性化センター（山田・登市民農園（農村公園）を含む）：年 12,604 千円
- ・水産加工研修センター：年 130 千円

4 参加資格

(1) 提案事業者の条件

ア 民間提案制度により提案を行う者（以下「提案事業者」という。）は、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間事業者（営利を目的として活動する企業や団体等。ジョイントベンチャーやコンソーシアムなど複数の企業や団体等の共同体（以下「グループ等」という。）に

よる場合も含む。)とする。

イ 提案事業者は、本町との協議・調整が可能な能力を有し、協議において事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとする。

ウ グループ等で提案する場合には、1 者を代表者として選出したうえで提案事業者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にする。その場合は、代表者がグループ等を代表して参加手続きを行うものとする。

※構成員に変更が生じた場合は速やかに町へ報告するものとする。

エ 提案事業者は、他の提案事業者の代表者、構成企業となることはできない（グループ等をまたがった構成員になることはできない）

(2) 参加資格要件

提案事業者は、次の資格要件を満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続き開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、余市町から再認定を受けているものを除く。）

ウ 実施要領の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間に、余市町競争入札参加資格申請の手引きに基づく指名停止の措置を受けていないこと。

エ 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと、または当該暴力団若しくはその構成員（構成員で亡くなった日から 5 年を経過していないものを含む。）と関係を有していないこと。

カ 参加表明書の提出までに余市町入札参加資格者名簿に登録されていること。※代表者のみ

なお、新たに余市町競争入札参加資格者登録を行う場合は、次のスケジュールを参照のうえ、余裕を持って申請を行うこと。（詳細は、総務部財政課（電話：0135-21-2114）に問合せのこと）

（申請受付スケジュール（公表日現在））

| 受付日時 |
|---------------------------------|
| 令和 4 年 9 月 21 日（水）～ 9 月 29 日（木） |

キ 余市町入札参加業者指名停止要領に基づく指名停止の対象でないこと。

5 参加表明

本提案に参加する意思の提案事業者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（第1号様式）
- イ 参加表明者概要調書（第2号様式）

(2) 提出期限

令和4年（2022年）10月12日（水）午後5時15分（必着）
※郵送の場合は、同日中に到着したもので可

(3) 提出部数：正副各1部

(4) 提出場所：「14 所管課」に同じ

(5) 提出方法：郵送（特定記録郵便等到達の履歴が残るものに限る。）又は持参のいずれかに限る。

(6) 審査結果：参加表明書提出者に対し、提案資格の確認の結果を参加資格確認通知書により通知する。

※提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合は、いかなる理由があっても、提案書を受理しないので、留意のこと。

6 提案書の提出

提案事業者は次のとおり提案書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書提出書（第3号様式）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 見積書（任意様式）
- エ 実施体制等計画書（第4号様式）

(2) 提出書類に関する留意事項、提出部数

| 提出書類 | 留意事項 |
|---------------------|--|
| 企画提案書提出書 (第3号様式) | 提出必須。押印不要 (正本のみ。副本はコピー可) |
| 企画提案書 (任意様式) | 提出必須。「3 業務内容」中、「(2) 業務概要」及び「(3) 事業期間等」に留意した内容とすること。使用用紙は日本工業規格（JIS）A 列4判タテ、ヨコ書きとし、ページ番号を付すこと。また、文字サイズは10ポイント以上とし、明確かつ具体的に記述すること。分かりやすさや見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ及び図面等を適宜利用すること。 |
| 見積書 | 提出必須。提案の実行に係る各業務ごとの費用について可 |

| | |
|---------------------|---|
| (任意様式) | 能な限り明確に積算し記載すること。使用用紙は日本工業規格（JIS）A 列4判タテ、ヨコ書きとし、ページ番号を付すこと。 |
| 実施体制等計画書 (第4号様式) | グループ等で提案する場合提出必須。代表者と各業務を担当する構成企業等及び業務範囲を明確にすること。 |

(4) 提案書の提出方法等

- ①提出期限：令和4年10月25日（火）
- ②提出方法：「14 所管課」に同じ
- ③提出部数：13部（正本1部、副本12部）
- ④提出方法：郵送（特定記録郵便等到達の履歴が残るものに限る。）又は持参に限る。

7 事前相談及び現地視察

提案の検討にあたって、申込により事前相談及び募集対象施設の現地視察を受け付ける。事前相談及び視察の件数については町HPで公表する。なお事前相談・視察者名及び内容は公開しない。

(1) 現地視察

- ア 現地調査を希望する場合は、事前相談兼現地視察申込書（様式第5号）に必要事項を記入し、電子メールにより「14 所管課」に提出すること。
- イ 受付期間は、令和4年9月21日（水）～10月12日（水）までとする。
- ウ 「14 所管課」が施設関係者と調整し、希望者に視察可能な日時等を連絡する。なお現地視察期限は令和4年10月24日（月）とするが、申込から現地視察期限までに日数が少ない場合、調整が困難となるので、留意すること。
- エ 現地視察は、利用者への迷惑とならないよう、施設運営に支障のない範囲で行う。

(2) 事前相談

- ア 事前相談を希望する者は、事前相談・現地視察等申込書（様式第5号）に必要事項を記入し、電子メールにより「14 所管課」に提出すること。
- イ 受付期間は、令和4年9月21日（水）～10月12日（水）までとする。
- ウ 事前相談は対面又はオンラインで行い、1回あたりの相談時間は1時間以内とする。
- エ 相談内容により「14 所管課」が施設関係者と調整し、希望者に相談可能な日時等を連絡する。

なお相談期限は令和4年10月24日（月）とするが、申込から現地視

- 察期限までに日数が少ない場合、調整が困難となるので、留意すること。
- オ 事前相談の有無が提案審査に影響を及ぼすことはない。
- キ 事前相談の内容が、提案の申込手続き等に関する場合は、質問と回答の内容を町ホームページで公表することがある。

(3) 留意事項

- ア 事前相談及び現地視察において町の担当者等が発言する内容等については、あくまで提案の参考とするに止めることとし、これらを持って提案内容の根拠とした場合において、後に齟齬や事実と異なる場合が発覚しても異議申し立ては受け付けない。提案の実行に係る各種契約条件並びに法制度等の精査については、提案事業者として特定されたのちの事業化に向けた詳細協議において町と提案者が双方合意の下取り進めることとする。
- イ 事前相談及び現地視察において生じた疑問点や質問については書面で提出があった場合、町が書面で回答する。質問の内容により町が回答するまでに一定程度期間を要する場合もあるので、提案書の提出期限等に留意し余裕をもって提出すること。なお質問の提出にあたっては事前相談・現地視察当申込書（様式第5号）に必要事項を記入し提出すること。

8 提案書の評価の視点

| 評価視点 | 内容 |
|------------|---|
| 1. 提案要件 | 提案内容が「3 業務内容」中、「(2) 業務概要」及び「(3) 事業期間等」に留意した提案となっているか。 |
| 2. 独自性・独創性 | 提案内容に独自のアイデア、ノウハウや技術が盛り込まれているか。また現在町が行っている管理運営と比較して、事業化した場合の付加価値があると認められるか。 |
| 3. 実現性・継続性 | 事業計画や収支計画の具体性、実現の見込みはあるか。 |
| 4. 新たな財政負担 | 新たな財政負担が生じる場合は、提案を実行した結果、町の各種計画等に示す目標の達成に大きく貢献するもの、町に大きな財政効果をもたらすもの、住民サービスの向上が見込まれるもの、地域経済への還元が期待できるものであるか。 |

9 提案書の審査及び結果の通知

(1) 審査会

町は関係書類の審査に当たり、町が設置する「余市町公共施設利活用に係る官民連携業務選定審査会（以下、「審査会」という。）において、必要な審

査を実施する。審査会では、提出された提案書について、評価基準に基づき審査を実施し、提案事業者を特定する。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

審査会において提案内容をより理解するため、次のとおりプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施する。ただし、提案事業者の数が5者を超える場合は、事前に書類選考を行い、プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施対象者を概ね5者程度とする。

ア 実施日：令和4年10月下旬～11月上旬（予定）

イ 実施場所：余市町役場

ウ その他：実施日時、会場、プレゼンテーション・ヒアリングの進め方等については、参加者に直接通知する。また、プレゼンテーションは、提出された「提案書」に基づき行うものとし、当日の追加資料については認めない。

(3) 審査方法及び提案事業者の特定

ア 1つの募集対象施設に対し複数の提案事業者から提案があった場合には、審査会による審査の評価点が最も多い提案事業者を1者特定し、優先交渉権者とする。また次点の提案事業者を第2交渉権者として1者選定する。この場合において優先交渉権者が複数となる場合は、別に定める評価基準の評価項目順の優先順位で、各評価項目点の最も点数が高かった提案事業者を優先交渉権者とする。この場合においても優先交渉権者が複数となる場合はくじにより優先交渉権者を選定する。またどの提案事業者も審査会による審査の結果、評価点が満点の60%を超えない場合は、優先交渉権者を選定しない。

イ 1つの募集対象施設に対し、提案事業者が1者の場合は、審査会による審査の結果、評価点の合計が満点の60%を超えている場合は、優先交渉権者として選定する。

(4) 審査結果の通知・公表

審査の結果は、提案事業者に対して文書で通知する。また、提案のあった件数並びに提案事業者の特定（事業化に向けた詳細協議の対象）となった提案については、「案件名・提案事業者名・提案概要」を町ホームページで公表する。ただし、提案事業者の独自のノウハウ等が含まれるなど、公表することによって提案事業者に不利益が生じる内容については公表の対象としない。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

10 事業化に向けた詳細協議

(1) 詳細協議の概要

ア 町と優先交渉権者は、提案内容を基に事業化に向けて協力して事業の詳細に関する協議や必要な手続き等を行い、事業の枠組みを整備する。

イ 町と優先交渉権者は、提案の事業化に際して必要がある場合は、別に施設管理者、指定管理者等と同様の協議を行い、事業実施に向けた調整を行う。

ウ 町は、優先交渉権者との詳細協議及び関係者との調整等の結果、詳細協議が成立（町と優先交渉権者の双方が合意）に至った場合は、優先交渉権者を実施事業者として決定する。

エ 詳細協議の期間は、原則として、提案内容が詳細協議の対象となっから 12 か月以内とする。ただし、町が必要と判断した場合は、詳細協議を継続する。

(2) 詳細協議における留意事項

ア 詳細協議は、原則として優先交渉権者が提案した範囲内で行うものとし、費用は優先交渉権者の負担とする。

イ 詳細協議の結果は、優先交渉権者に文書で通知するとともに町ホームページで公表する。

①合意に至った場合は、「案件名・提案事業者名・提案概要」を公表する。

②合意に至らなかった場合は、「案件名」を公表する。

ウ 本制度は、解除条件付きの制度であり、優先交渉権者との詳細協議が成立した場合においても、予算案等が議会で承認されない等の事由により、提案した事業が実施できなくなった場合には、事業化されない。

エ 上記ウの場合において、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、町と優先交渉権者と協議の上、詳細協議を再開し事業化を図る。

オ 詳細協議の結果、詳細協議が整わなかった場合（合意に至らなかった場合）は、提案内容は事業化されない。その際、優先交渉権者が詳細協議過程において負担した費用やリスク等について町は責任を負わない。また、第2交渉権者がある場合には、第2交渉権者に対し町は詳細協議開始の打診を行うことがある。

カ 事業概要や詳細協議経過等については、必要に応じて議会等へ報告することがある。ただし、優先交渉権者の独自のノウハウ等が含まれるなど、公表することによって優先交渉権者に不利益が生じる内容については公表の対象としない。

1.1 契約の締結等

町は、提案事業者の特定後、詳細協議において提案内容を採用した場合は、必要に応じて本事業を円滑に進めるために必要な事項を定めた基本協定を代表事業者と締結する。このほか、提案内容の実行にあたり必要な業務等を行う。

1 2 事業スケジュール

本実施要領の公表から詳細協議開始までのスケジュールを次のとおりとする。

なお、現時点での予定であり、変更が生じる場合は、都度周知または協議する。

| No. | 内容等 | スケジュール（令和4年） |
|-----|---------------------------|---|
| 1 | 実施要領等の公表 | 9月21日（水） |
| 2 | 実施要領等の配布（説明資料等の閲覧） | 9月21日（水） |
| 3 | 事前相談及び現地視察の受付 | 9月21日（水）～10月12日（水） |
| 4 | 事前相談及び現地視察の期限 | 10月24日（月） |
| 5 | 参加表明書の提出期間 | 9月21日（水）～10月12日（水） |
| 6 | 参加資格確認通知書の通知 | 10月13日（木）郵便発出 |
| 7 | 提案書の提出期間 | 10月14日（金）～10月25日（火） |
| 8 | プレゼンテーション・ヒアリング審査 詳細通知 | 10月26日（水） |
| 9 | プレゼンテーション・ヒアリング審査 開催 | 10月31日（月）～11月4日（金） ※本実施要領公表時点、土日祝除く ※提案件数等により詳細決定 |
| 10 | 優先交渉権者の決定及び通知 | 11月7日（月）郵便発出 |
| 11 | 詳細協議開始 | 11月8日（火）～ |

1 3 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び提案内容等の作成に要する全ての経費は、提案事業者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は返却しない。
- (4) 参加表明書及び提案書等の提出後は、記載内容の変更を認めない。ただし、特別な事情がある場合など町が認めた場合にはこの限りではない。
- (5) 参加表明書及び提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書及び提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行う場合がある。
- (6) 提出された参加表明書及び提案書等については、提案事業者の同意を得

ずして第三者に開示し、又は本事業の目的以外に使用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

ア 優先交渉権者が提出した参加表明書及び提案書等について、町が必要と認める場合

イ 余市町情報公開条例（平成 12 年条例第 31 号）の規定が適用される場合

- (7) 本事業は、提案内容に補助金・交付金の採択や余市町議会の議決を想定している場合、これらが採択・議決等に至らなかった場合、提案内容の実行が不可能、若しくはスケジュールが変更となる場合がある。スケジュールの変更に伴う事業計画の変更等については、町と十分な協議を行い決定するものとする。なお、提案事業者は参加表明書を提出した段階で上記の事項について合意したものとし、一切の損害賠償の請求はできないものとする。

1 4 所管課

担 当：総務部企画政策課（余市町役場 2 階）

住 所：〒046-8546 余市郡余市町朝日町 26 番地

電 話：0135-21-2117（当課直通）

F A X：0135-21-2144

メール：kikaku.h@town.yoichi.hokkaido.jp

1 5 実施要領等の交付期間及び方法

(1) 交付期間

令和 4 年 9 月 21 日（水）から令和 4 年 10 月 12 日（水）まで

(2) 交付場所

「1 4. 所管課」に同じ

(3) 交付方法

「1 4. 所管課」の窓口で交付する。

なお、余市町のホームページ

(<http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/keiyaku/minkan-teian/2022-0916-1458-11.html>)よりダウンロードが可能。

以 上